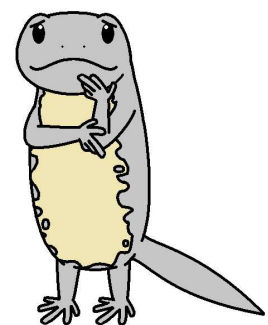


## 第4章 公害・環境の現状と対策

公害と苦情の現状を  
みてるモリン。



# 第1節 環境に関する苦情

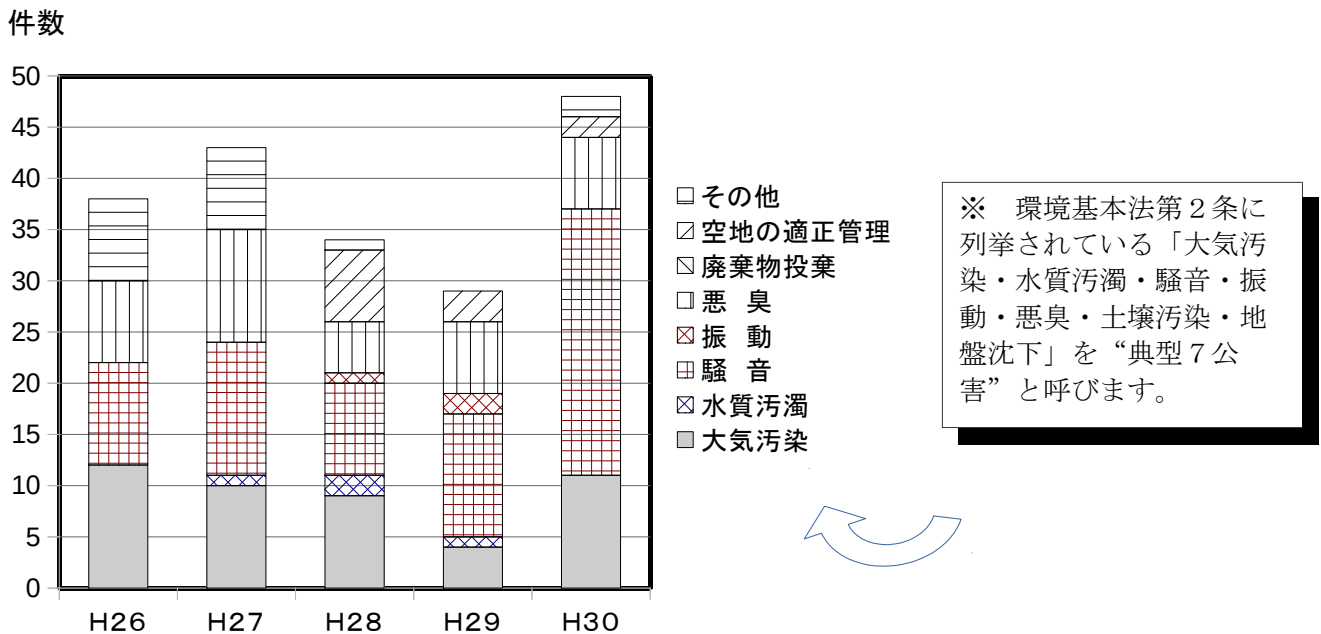
## 1. 苦情の概況

市民から寄せられる公害及び生活環境の悪化に関する苦情については、「公害紛争処理法」第49条及び「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」第6条に基づき対応しています。

平成30年度の苦情件数は48件で、前年度の29件と比べて大きく増加しています。

苦情の内訳では、「騒音」が最も多く、次いで「大気汚染」「悪臭」「空地の適正管理」の順となっています。公害苦情の傾向としては、件数自体は平成19年の101件をピークに近年減少傾向にあり、広い地域に影響を及ぼすような大規模な公害は少なくなっていますが、近隣に影響がある小規模な苦情が増加しています。

### ◆過去5年間の種類別苦情件数の推移



## 2. 公害苦情への対応

市では、環境保全関係法令のうち、悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法について、国より権限が移譲されており、法に基づいた届出事務、指導、規制を行っています。公害に対する苦情が寄せられた場合には、速やかに現地調査を行い、公害防止に向けた指導等に当たります。

また、過去に苦情が多く寄せられた事業所については、測定調査や立ち入り調査なども行っています。

近年は、近隣間での生活騒音に関するトラブルなど、法規制の及ばない苦情も増加しており、状況に応じて発生源者へ対策の助言を行うほか、解決しない場合は県の公害紛争調停制度の活用も選択肢の一つとなっています。

また、野焼きなどの大気汚染については、チラシの配布等で未然防止にも努めています。